

## アマチュアリズムの終焉

### ——個人主義の崩壊から公共性の復権へ——

内海和雄

本稿はスポーツの資本主義論であり、新たなスポーツ歴史観創造の試みである。

#### 一、課題設定

一九八六年五月七日、日本体育協会（日体協）は「スポーツ憲章」を採択した。これまでは、傘下競技団体のアマチュア規定の改訂は日体協の許可制であったものが、これを機会に報告制となり、これによりアマのプロ化、プロ登録の容認という事実上のオープン化となった。

遑って四月のIOC（国際オリンピック委員会）理事会では、サマランチ会長の思惑に反して、オリンピックのオープン化には慎重論も多く、採択するにはいたらなかった。しかしこれも時間の問題となっている。

日体協の今回の決定はI O Cの後追いをしてきたものであるが、肝腎のI O Cが土壇場で蹴躓いてしまったので、I O Cよりも一步「先」を行く形となったわけである。I O Cの良識派の中には「われわれは正しい道を、正しく歩いているのだろうか」と自問する人もいるというが、日体協ではどうであろうか。そして「正しい道」とはいつか、何なのであろうか。

日体協の「スポーツ憲章」が出されて以降約五ヶ月間の論潮を概観して言えることは、アマチュアリズムがスポーツの高度化つまりトップレベルでの賞金制導入、あるいはプロの容認化の是非に終始していることである。たしかにアマチュアリズムの成立要因の大きな理由はプロとの対応にあったわけであるから、そのレベルでの執着も重要であることは言うまでもない。

これまでも「アマチュアリズムは死んだ」と言われながらも議論はなされてきたのである。が、こうしてオープン化の堰が切られた現在、再びアマチュアリズムは俎上にはのぼらないかも知れない。

こうした動向の背後にはアマチュアリズムに対する一つの伝統的な考え方があるのである。

「多くのスポーツ愛好者にとって、伝統的アマチュアリズムは依然として重要である。しかしそこでは問題は生じない。問題はチャンピオン・スポーツに限定されているとい<sup>(1)</sup>ってよい」。

これは日本の代表的なスポーツ社会学者である竹之下休蔵により、二〇年以上も前に執筆されたものである。この数ヶ月間の論潮も基本的にはこの範疇から抜け出るものではない。

そしてここには二つの論点と問題点が指摘できよう。一つは多くのスポーツ愛好者、つまりスポーツの大衆化にとってアマチュアリズムは必要であるという指摘とその是非。第二は、しかしトップレベルでは問題であり、改訂せよということであるが、その内容が問われるわけである。

第一の点で言えば、その意味するところはアマチュアリズムではなく、フェアプレイやスポーツマンシップということである。アマチュアリズムとは本来性質を異にするものをアマチュアリズムと混同、包摂し、それを大衆に押しつけているのである。

この点でのもうひとつの誤りは、スポーツの大衆化の意味について全く理解されていないことである。後に詳しく見るように歴史的に見ればアマチュアリズムはスポーツのブルジョアジーによる独占、労働者階級の排除である。そしてこの労働者階級とは、スポーツに関しては二つの範疇を持っている。一つはアマチュアリズムの直接動因となったプロフェッショナルであり、他の側面は、一般の労働者階級つまりスポーツにとっての大衆である。したがってこのスポーツ大衆にとって「アマチュアリズムは依然として重要」だと言うのはアマチュアリズムの本質に照らしてみても全くの論理矛盾に陥っているのである。しかも現実の「労働者階級の排除」はもっぱらプロの排除の側面しか注目されて来なかったがゆえに、大衆化の意味することが、全く見えなかったのである。

そして第二の点で言えば、川本信正も指摘するように、日体協のいうアマチュアとは「体協のスポーツ独占規定」であり「高度技術を必要とする競技者」ということになり、アマチュアリズムの論議はもっぱらスポーツの高度化、プロとの関連にのみ限定されてしまっていることである。

こうして、アマチュアの消失である「スポーツ憲章」の議論にとって、スポーツの大衆化論、そして一般国民は全くの蚊帳の外である。

アマチュアリズムの存在は、もっぱら資本主義国における問題であるが、このアマチュアという用語はすでに一九七四年の「オリンピック憲章」で廃棄されている。その直接的要因は、社会主義国の優位への対抗策であると見るのが一般的である。つまり国や自治体に支えられた社会主義国の選手いわゆる「ステート・アマ」に比し、資本主義国

ではその財源を国や自治体に全面的には要求できず、企業、資本に依存せざるをえない。そのためにはアマチュアリズムは極端であり、他方プロの力をも導入するうえでも同様なのである。こうしてアマチュアリズムは、資本主義国における高度化、トップレベルにのみ特殊なものとされるのである。

問題は以上に述べたことばかりではない。アマチュアリズムの問題は、その大きさ、深刻さに比べれば、その研究は実に少ないのである。その結果、アマチュアリズムの理解そのものが、社会科学として極めて平板なものであったと言わざるをえないのである。

アマチュアリズムの議論をこれで終焉させるには社会科学の責任としても未遂行になりかねないし、残された課題をこのまま葬り去るには歴史の教訓に背くことになる。

すでに指摘したように、アマチュアリズムはスポーツの資本家階級（ブルジョアジー）による独占、労働者階級（プロレタリアート）の排除であったのであるが、その労働者階級には二つの範疇が含まれていた。その一つはプロフェッショナルであり、他の一つは一般の労働者階級である。そして議論の焦点はもっぱら前者のプロフェッショナルとの関わりでなされてきたのであるが、後者の一般的労働者による大衆化は蚊帳の外に置かれたままであった。この点で、大衆化とアマチュアリズムはいかに関係するかを究明することが本稿の第一の課題となるのである。

そして第二は、その第一の課題究明の前提とも言うべき、アマチュアリズムとは何かを再検討することにある。伝統的なアマチュアリズム論が陥っていた弱点を克服し、新たな、そして歴史の事実と真実により近いアマチュアリズム像の構築なくしては、第一の課題にも接近できないからである。

したがって作業としては、アマチュアリズムの歴史の再検討から入ることになるが、具体的な検討に入る前に、アマチュアリズムの先行研究を概観し、いくつかの課題を抽出しておこうと思う。

## 二、先行研究の特徴

アマチュアリズムに関する文献は表1のとおりである。必ずしもすべて網羅しているわけではないが、基本とするところはだいたいそろっていよう。以下いくつかの特徴について抽出しようと思う。(引用は次の表示によって行う。たとえば(②—一五)とすれば、それは②山本正雄『スポーツの社会的・経済的基礎』一九四九年の一五頁、を意味する)

## 1、先行研究の概観

(1)アマチュアリズム(4)の起源について——かつてパトロン(封建貴族)おかかえのスポーツが行われていた。その後ブルジョアジーを中心とした賞金制スポーツが一九世紀中葉まで一般化した。したがってその賞金を目あてとする労働者階級の参加とプロ化が進行した。

しかしそうしたプロに好成績を奪われた資本家階級は、労働者階級をスポーツから排除し、自らの階級にスポーツを独占したのである。

このような考え方はほぼ全論文に共通するものであり、その範囲では妥当であろう。だがそうした歴史的事実の意味とその後との歴史展開に対する思考の曖昧さに問題があるのである。まず第一に歴史的事実の意味についてである。ほとんどの論文では、資本家階級による近代スポーツの再興とその延長線上にこのスポーツの独占を置いている。その結果、前者の功績をもって後者の独占を免罪する結果となっている。それによってこの一連の歴史的事実の意味を問う余地を失ってしまう。であるからこそ、階級的独占の指摘をしておきながら、いつしかその事実が曖昧とされて

表1 アマチュアリズム研究関連文献

1986年9月現在

引用 番号	著 者	論 文 名	発 行 年
1		Oxford English Dictionary	
2	山本正雄	スポーツの社会的・経済的基礎(道と書院) (再版1975)	1949
3	W. Meisl	The Importance of being Amateur, SPORT AND SOCIETY, Ed. by A. Natan	1958
4	P・クーペルタン	オリンピックの回想(C. ディーム編, 大島 訳 ベースボール・マガジン社 訳1976)	1959
5	井上春雄	アマチュアリズム(逍遥書院)	1961
6	鈴木良徳	ブロークン・タイム・ペイメントについて (体育の科学)	1962.6
7	富山清	アマチュアリズムとソ連のスポーツ《アマチ ュアリズムの危機をめぐる諸問題》(同上)	1962.6
8	丹下保夫	体育技術と運動文化	1963
9	P. McIntosh	Sport in Society	1963
10	竹之下休蔵	アマチュアリズム(『スポーツの社会学』)	1965
11	富山清	スポーツマスターをめぐる諸問題(体育の科 学)	1969.5
12	P・ワイス	スポーツとはなにか(訳1985)	1969
13	J. Scott	The Athletic Revolution	1971
14	竹之上休蔵	プレイ・スポーツ・体育論	1972
15	A・ブランデー	近代オリンピックの遺産(訳1974)	1972
16	鈴木良徳	アマチュアリズムの200年	1974
17	清川正二	アマチュアリズムとオリンピックの将来	1976
18	川本信正	スポーツの現代史	1976
19	E・グレーダー	アマチュアリズムとスポーツ(訳1986)	1979
20	E・ダニング K・シャド	ラグビーとイギリス人(訳1983)	1979
21	森川貞夫	スポーツ社会学	1980
22	P・ワイス	スポーツの歎び(スポーツ文化会議報告書)	1981
23	影山健他	反オリンピック宣言	1981
24	日本オリンピッ クアカデミー	オリンピック事典	1982
25	L・キラニン	オリンピック・激動の歳月(訳1983)	1983
26	A. Isayev	O Sport, YOU are life! (USSR)	1984
27	中条一雄	アマチュアスポーツ(『現代社会とスポーツ』)	1984
28	森川他	生涯スポーツのすすめ	1984
29	加藤橋夫	アマチュアリズム(『加藤橋夫著作集』第二巻)	1985
30	清川正二	スポーツのアマチュアリズム(体育の科学)	'85.11 '86.3~7
31	清川・川本他	オリンピック運動の現状と危機打開の方向 (スポーツのひろば)	1986.1
32	伊藤公	オリンピックの本	1986.5
33	清川正二	オリンピックとアマチュアリズム	1986.8

しまう。それならまだしも、現代では「民主化された」として、階級的独占、労働者階級排除の末路が雲散霧消となつてしまう。

しかしこのなかにあつて唯一の例外である山本正雄のスポーツの「ブルジョア民主革命」(②)がある。詳細は後に触れるが、封建貴族からスポーツを解放し自らのものとした資本家階級は、その一方で労働者階級の台頭に危機感をいだき、彼等を排除し、その独占を宣言した、という意味で「ブルジョア民主革命」なのである。

この論文は一九四九年に発表されたものであるが、その力強い骨子は未だその鮮度を失っていない。だが山本はその後の展開をできぬままになっていたのである。山本の理論からすれば、スポーツの「人民的革命」の展望が意図されたであろう。しかしすでに故人となつてしまつた今は、この展望は我々に残された課題と言わざるをえない。

(2)高度化、プロとの対応のみ——すでに前章「課題設定」でも触れたように、アマチュアリズムの廃棄は、スポーツ技術の高度化にともなう経費捻出を直接的根拠としている。そのための議論もトップレベルを維持するための資金、そしてプロの導入問題との対応でのみアマチュアリズムが論じられている。

メイスル (W. Meisl) はかつて社会主義国の選手を、国 (State) によって援助されたアマチュアだから、その両者を結合して「ステート・アマ→スタマチャー (Stamateur)」という造語を行ったが、一九五九年にも資本主義国の選手が本当のアマチュアではないとして、にせ (Sham) のアマチュアとして「シャマチャー (Shamateur)」という新語を造っている(③—一四〇)。その彼が現代スポーツの把握として次の三層を示している。

- a レクリエーション的スポーツ
- b クラブスポーツ
- c チャンピオンスポーツ

このうち a から c に行くにしたがって財政的背景が必要であるとしている。

またメイヤー (Meyer) は次のように区分している。

a アマチュア——楽しみのための参加者で費用は自弁

b チャンピオン——国の代表選手

c プロフェッショナル——スポーツによる生計の維持、オリンピックとは無関係

メイヤーを引用した竹之下休蔵は、問題はチャンピオンスポーツにあるとして、その社会的意義の検討を強調して(10—二四九)、以降の課題としたのである(14—一七〇)。つまり高度化にともなう諸資金を「社会的援助」をすることとしたのである。だがこの「社会的援助」がいかなる形態のものであるかは不明である。

こうしてレクリエーション的スポーツやアマチュア(メイヤーの用法は多分に素人と言う意味に近い)は、相も変わらず、自弁でまかなえとなっている。かつて排除されたはずの労働者階級が、スポーツの大衆化としてスポーツにどんと参加して、先の両者の a b c の全般に大きな位置を占めるようになっていながらもかわらず、アマチュアリズムとの関連では注目されることがない。

現在の高度化は大衆化の基盤の上でしか展開することはできない。であるならば、アマチュアリズムは、この大衆化との関わりでも議論しなければならないのである。

(3)アマチュアリズムの展望——難かしいテーマである。加藤橋夫(29)の場合、一九五一年から六九年までのほぼ二〇年間にわたるアマチュアリズムについての論文を集め、アマチュアリズム研究の典型を示している。というのはこの二〇年間は「ミスター・アマチュア」と言われたIOC第五代会長A・ブランドーの在任期間とほぼ一致している。にもかかわらず、この期間においても現実には金銭問題は進行していたのである。そしてその過程にあって

加藤論文はこれらの現実の進行の全くの追認となっており、その最後の寄り所は、「教育的な意味」でのアマチュアリズムの存続という、精神論しか残らなかったのである。

川本信正は「新しいアマチュアリズム」「大衆アマチュアリズム」あるいは「ヒューマニズム」を提起する。その背景には「もし日本で、あらためてアマチュア主義を樹立しようというなら、それは、すべての国民が、その住む地域で、いつでも自発的にスポーツに参加できる条件整備を求める市民スポーツ運動の旗印でなくてはなるまい」(18—22)と述べ、単に日体協ばかりでなく諸団体の総意が民主的に結集されたものとして構想している。こうした提案はきわめて積極性を持っているが、それらによって形成される「新しいアマチュアリズム」の具体像は未だ鮮明とはなっていない。

森川貞夫の場合、その具体像として「スポーツ労働」を提起する。「スポーツ・アマチュアリズムの止揚の過程のなかから、スポーツアマチュアリズムの理念をつきやぶるものとして、みずからのスポーツ活動によって、スポーツ存立のための経済的基礎を築いていくという、『スポーツ労働』が成立する」(21—59)。そしてそのための道すじを第一に、巨大なスポーツ人口の存在によって支えられ、第二にスポーツ施設・用具の大幅増加、そして第三に指導・援助、情報の管理を担当する「スポーツ労働者」の大量配置、をあげている。しかしここでは、森川の意図は理解できて、アマチュアリズム論から「スポーツ労働」への論理は未だ不鮮明であるように思われる。

(4)アマチュアリズム崩壊の必然性——富山清の次のような記述はきわめて刺激的であり、魅力的でもある。

「アマチュアリズムの(——内海)危機そのものは資本主義社会の発展過程の中に芽ばえ、増大し、更に二大勢力(米国とソ連——内海)を背景とするブルジョア社会の変貌過程の中にその主因を求めなければならない」(7—12—81)。

「スポーツの持つ歴史的必然性、或はその合法性」(⑦—二八二)。

「資本主義社会におけるアマチュアリズムは崩壊の必然性をもつ」(⑩—三〇六)。

これら主因(内的要因——内海)、必然性・合法性、崩壊の必然性がいったいかなるものであるか、残念ながら富山論文には見えずことはできない。だがもしこれらが解明できるなら、(1)で述べた「スポーツの人民的革命」の展望が示せるのかも知れない。この必然性の究明も我々に課された課題となっている。

## 2、アマチュアリズム研究の課題

すでに「課題設定」の中で触れたように、アマチュアリズムとスポーツ大衆化との関連は基本的課題である。さらに先行研究が提起した課題でいえば、スポーツの「人民的革命」の展望、アマチュアリズム崩壊の歴史的必然性、スポーツ発展の合法性等がある。

さらに、各論文の端々に、理論展開は十分になされたわけではないが、重要な視点として、スポーツの個性について、そして公共的援助の問題等も課題として掲げられよう。

以下、改めてアマチュアリズムの変遷を再把握しながら、上記の諸課題に迫ってみようと思うのである。

## 三、アマチュアリズムの歴史

アマチュアリズムの変遷は、IOC、オリンピックや各国際競技団体の動向把握によって可能となるが、その中でもIOC、オリンピックはアマチュアスポーツのいわば中枢として存在しており、IOC、オリンピックの動向を中心に把握することによってその意図は達成できよう。

## 1、アマチュアリズムの変遷

アマチュアリズムの変遷の概略は、表2に示すとおりである。ここではその特徴点をいくつか指摘しておきたい。

(1)アマチュア規定成立以前

最初のアマチュア規定は一八六六年であるが、それ以前にもアマチュアという用語は活用されていた。それは一八三九年の英国におけるヘンレー・レガッタ参加規定にも見られる。たぶん「内規あるいは道義上の問題」(16—14四)として存在したと思われる。

イギリスにおけるスポーツの発展は、パトロンスポーツから賞金制スポーツへと移行し、一九世紀の中頃においても一般的であった。であるがゆえに、技量ある一部の労働者階級が参加し、賞金を獲得し、やがて彼らはプロ化する基盤を得て行くのである。

しかし大会の開催主体である資本家階級は、自らの支配する労働者階級に敗北すること、つまり「スポーツそれ自体の競争」<sup>(5)</sup>において敗北することは階級の名誉に関わることであり、階級としての見栄の保持<sup>(6)</sup>からも、「スポーツ参加における競争」としての社会差別として、労働者階級をスポーツから排除したのである。

## (2)アマチュア規定の成文化とその後

こうして最初のアマチュア規定が、一八六六年英国の第一回全英陸上選手権大会の「参加者資格規定」において成文化されたのである。

「かつて賞金目当てにプロフェッショナルといっしょに、あるいはこれに対抗して競技した者、生活費を得るために競技いかんを問わず練習を教えたり、それを仕事としたり、手伝いをしたことのある者、手元の訓練を必要とする職業(Trade)、あるいは雇用者としての機械工(Mechanic)、職工(Artisan)あるいは労働者、これらはアマチ



1901	第四回IOC委員会（パリ）…アマチュア規定		×	×				×	×			第二期 1890 S ~ 1950 S
1905	第七回IOC委員会（ブリュッセル）…アマチュア規定		×	×	×			×	×			
1909	IOC憲章（初）											
1911	（日本）JOCとしての大日本体育協会設立											
1912	第五回オリンピック大会（ストックホルム）の体操競技											第2代 アーケール （フランス）
1917	（日本）第五回陸上競技大会参加規定	△							△		△	1896   1925
1921	（日本）大日体協「競技者資格」 日本体育競技会より反論、 裁判へ 1925年以降1947年まで大日 体協統一規定を持たず	△	△	△	△				△		△	
1925	オリンピック憲章(IOCとIF—アマチュア定義の最小限原則)						×		×			第3代 B. ラツール （ベルギー） 1925 
1933	第三回IOC委員会（ウィーン）国際 陸上競技連盟の提案、「アマチュアリズ ムの原則と各IF間において統一して採 用すべき諸原則」		×	×	×				×		×	×



1964	オリンピック憲章	( ) × ×	× ×	× ×	
1968	全英テニス選手権大会(ウインブルドン)のオープン化				1972
1971	第七一回IOC委員会(ルクセンブルグ)西独ミュンヘンオリンピック委員長B・グウメ「質問状」、すべての国が「ステート・アマ」化していると指摘				第6代 L. キラニン (アイルランド) 1972 }
1971	(日本)日体協 規約改正	△ (コーチのため)	△	△ △	1980
1974	オリンピック憲章 アマチュアの字句を削除				
1975	(日本)「アマチュア委員会統一見解」				第7代 A. サマランチ (スペイン) 1980 }
1981	IOC参加資格を各IFに委ねる		×		
1982	国際陸連(総会、アテネ) 競技者基金導入				
1983	国際陸連 アピアランス・フィー(出演料)公認				
1986	IOC「競技者規定Athletic Code」(日本)日体協「スポーツ憲章」		オープン化へ		

△は日本の規定

「アとは認めない」

ここにはアマチュア規定の要素としていくつかが含まれている。つまりプロと一緒に競技しないこと、賞金を目的としないこと、生活費を得るためにスポーツ指導をしないことなどがアマチュアの条件であること。ましてや、休業保障などは大前提として禁止されていたのであるから、規定にさええのぼらなかったのである。そして機械工、職工などの職業指定、労働者という階級指定までも行っている。そしてこれは、漕艇界で初めてといわれるイギリス漕艇協会の一八七八年のアマチュア規定にも、より明確化されたかたちで継承されて行く。

「アマチュア漕手、およびスカールを漕ぐスカラーは、陸海軍士官、文官、紳士たち (a member of the liberal professions)、大学の学生もしくはバブリックスクールの生徒、または懸賞金 (Stake)、金銭、入場料 (Entrance Fee) のために既設のボートあるいはロイニング・クラブ、または懸賞金 (Stake)、金銭、入場料 (Entrance Fee) のために競漕し、賞金目当てにプロフェッショナルと一諸に、あるいはそれらに対抗して競漕し、かつて生活の手段として、いかなる種類の競技においても訓練を業 (Pursuit) として教えたり、手伝ったりし、造艇の仕事に関係したり、肉體労働者、機関工と職人 (Artisan) と労働者は競技会に出場することは出来ない」

ここでは、一八六六年のものに比して、アマチュアの実質としての身分・職業が文頭に示されている。つまり陸海軍士官、文官、紳士、学生、バブリックスクールの生徒である。こうしてアマチュア規定は、単にプロという意味での労働者階級排除に留まることなく、階級全体としての締め出しを具体化したのである。

しかしその二年後の一八八〇年の全英陸上競技連盟では、一八六六年の規定から職業と階級に関する規定、つまり「機械工、職工、労働者」などの表現を、激論の末削除した。その後、こうした露骨な階級規定、身分規定はとられなくなって行った。(しかし一つだけ例外があった。それは全英ヘンレー・レガッタ委員会であり、一九三七年の規

表3 全英競技連盟の創設年

スポーツ	最初の全英組織	年
競馬	ジョッキークラブ	1750
ゴルフ	R & A ゴルフクラブ	1754
クリケット	メリルボーンクリケットクラブ	1788
登山	アルペンクラブ	1857
サッカー	フットボール協会	1863
陸上競技	アマチュア陸上クラブ アマチュア陸上協会	1866 1880
水泳	アマチュア首都水泳協会	1869
ラグビー	ラグビーフットボールユニオン	1871
ヨット	ヨット競技協会	1875
サイクリング	自転車ユニオン	1878
スケート	全英スケート協会	1879
漕艇	首都漕艇協会	1879
拳闘	アマチュアボクシング協会	1884
ホッケー	ホッケー協会	1886
ローンテニス	ローンテニス協会	1888
バドミントン	バドミントン協会	1895
フェンシング	アマチュアフェンシング協会	1898

出典⑨—63より

約改正まで、露骨な表現は維持された。

一八六〇年代からは、表3に見るように、英国では各種スポーツの国内組織が結成されて行った。これに少し遅れて他のヨーロッパ諸国でも国内組織が誕生したのである。

また、そうした各国内組織結成を基礎に、国際競技連盟も、一八八一年の体操以降積極的に結成されてきた(表4)。

こうした諸組織の結成を通じてアマチュアリズムは全世界に普及して行ったのである。それと同時に、一八八〇年から第一回近代オリンピックの始まる一八九六年までは、「アマチュア論争が最も活発な時期」と言われたのである。

こうした背景のなかで、P・クーベルタンは近代オリンピック復興のために、一八九四年一月五日付で、世界各国のスポーツや体育関係者あるいは団体、クラブ、教育者、さらに政治家、軍人などに回状を送り、その年の六月一六―二四日に

表4 IF (International Sports Federation) の創設年

体操	1881	馬術	1921
ラグビー	1890	ボブスレー・トボガン	1923
漕艇	1892	吊輪体操	1923
スケート	1892	カヌー	1924
自転車	1900	スキー	1924
サッカー	1904	卓球	1926
グライダー	1905	ペロタ	1929
射撃	1907	バスケットボール	1932
水泳	1908	拳闘	1946 (1924)
アイスホッケー	1908 (1892)	ハンドボール	1946
陸上競技	1912	バレーボール	1947
フェンシング	1913	近代五種	1948
ヨット	1920 (1907)	ボウリング	1952
重量挙げ	1920	リュージュ	1957
ホッケー	1921		

( ) のなかは、別の名称あるいは国際的ではないが、その団体が一応国際的な統轄団体に準じて認められていた年。(46—51より)

パリのソルボンヌ大学で第一回オリンピック・コンGRESを  
開催した。そこにおいて近代オリンピックの復興が決議され、  
二年後の一八九六年に、古代オリンピックの開催地であった  
ギリシャのアテネで第一回大会(一三ヶ国、二八五人)が行  
われたのである。

さて、先の回状の内容は次の一〇項目であるが、一七が  
まさにアマチュアリズムに関するものであり、八九はオリ  
ンピック大会復興に関することである。このように、近代オ  
リンピックを復興するうえでも、アマチュアリズムの問題が  
いかに大きな比重を占めていたかがわかるであろう。

クーベルタンの回状(一八九四・一・一五)

①アマチュア概念の規定。この規定の基礎——国際的に  
規定することの可能性と利用性。

②違反と資格剥奪と資格回復。それを理由づける諸事実  
と、それを明確にする手段。

③アマチュアの立場に関して各種スポーツ間にある相違  
をそのままにしておいて良いかどうか? 特に競馬(素人  
の競馬)とクレール射撃の間にある相違、あるスポーツでブ

ロ選手である者が他のスポーツでアマチュアであって良いか？

④ 賞品として与えられる芸術品の価格について——その価格を制限することが必要であるかどうか？ 賞品として得た芸術品を売った者にどんな処置をとるべきであろうか？

⑤ スポーツ場の入場料の正当な使用。この金は協会間あるいは競技者間で分配すべきであろうか？ この金は旅費に当てるべきであるか？ 選手たちは相手側協会または所屬協会によってどの程度損失の補償を得ることができ  
るのか？

⑥ アマチュア概念の一般的規定があらゆるスポーツに同様に適用されるべきであろうか？ その規定が自転車、ボート、陸上競技その他のスポーツのもつ特殊な制限を包括しているか？

⑦ 賭について——賭はアマチュア概念に反しないか？ 賭の流行を食い止める手段。

⑧ オリンピック競技復活の可能性について——どんな条件の下に再現できるであろうか？

⑨ 競技者の条件——奨励されるスポーツ。器具用具の準備と準備日程など。

⑩ オリンピック競技の復活を準備する国際委員会委員の任命。

こうした懸案事項のアマチュアリズムであったが、第一回オリンピックは明確なアマチュア規定を持たない状態であったのである。そして一九〇〇年の第二回オリンピック大会（パリ）では、多額の賞金（⑬—一三六）さえ出たといわれている。

こうして一九〇一年の第四回IOC総会（パリ）では、IOCとしての初めてのアマチュア規定を制定したのである。

① 金のために競技をする者

② プロフェッショナル選手とともに競技をする者

③ 体育教師あるいはトレーナーとして金をもらう者

④ いわゆるマネキンの（注）商業宣伝を意味する——内海）競技にでる者

以上の者はアマチュアではない。

これは、いままでのアマチュア規定の共通的部分であるが、続く一九〇五年の規定では若干の変化を示す。関連部分だけを抽出する。

2、体育訓練のための教授や、そのために備わっている先生は、その教えているスポーツではアマチュアではないが、そのほかの競技で、プロフェッショナルと認められている行為をやらなければアマチュアである。ただし、そのアマチュアとして所属している協会（あるいはクラブ）が、アマチュア競技団体の統制下にあることを条件とする。……

3、実際にかかった私費を受取ることはプロフェッショナルとは考えない。

以上が、前回から変化している点であるが、一つは体育教師やトレーナーはその指導する種目以外ではアマチュアと認められたこと、そして第二は実費の受領を認めたことである。

この影響は大きなものがあつた。第一に一九一二年国際体操連盟では「体操の先生と教官とは、金銭的報酬を受けなくてもアマチュアである」として身分的規定をゆるめたこと、そして実費の受領はオリンピックのみならず、あらゆる競技において一般化して行くのである。

さて、一九二五年にはI.O.CとI.F（国際競技連盟）がアマチュアを定義するための最小限原則を討議し、初めて「オリンピック憲章」に掲げられたのである。この中に、アマチュア規定として「ブロークンタイム・ペイメント（休

業補償」禁止規定が初めて生まれてきた。この背後には、ある程度の補償が進行していたことを意味している。これは経費（旅費・滞在費、日当等——一九〇五年に許可された）とは異なり、仕事から離れた日数分の給料であるが、この一九二五年に明記されたものは、一九六二年IOC委員会（モスクワ）において「実際の欠勤分のみ」という緩和がなされるまで、表面上は維持されてきたのである。

そして、こうしたアマチュアリズムにおけるいわば経済的規定が一つずつ後退するのに伴ない、その矛盾を覆い隠すかのように、スポーツをするのは「紳士あるいはその品位あるもの」に限るとか、「スポーツそれ自体を享受するもの」とかの倫理的規定が生まれて来たのである。その典型は一九三三年の第三回IOC委員会（ウィーン）における国際陸連の提案「アマチュアリズムの原則と各IF間において統一して採用すべき諸原則」であり、この第一項には「アマチュアとはスポーツを愛好して専心競技を行う者を指していう」とある。この前後には倫理的規定に関する若干の動向があるが、同IOC委員会の一九二五年に提出してこの一九三三年の委員会で確認されたC・ラファン（チェコ）の「セミ・プロフェッショナルに対抗する勧告」も注目すべきである。ここでは、「真のスポーツマンたるには？」ということで、競技者として、そして観衆としての両方から、多分に倫理的内容のアマチュア像が強調されたのである。

さて、一九六〇年代後半に入ると、各国際競技連盟、たとえばスキー、アイスホッケーなどがそろってプロクンタイム・ペイメントを行い始めた。

だが、一九五二年に第五代IOC会長として就任したA・ブランデーは「ミスター・アマチュア」と異名を持つほどの信奉者であり、「アマチュアだけが純粋のスポーツである」と発言するほどであったがゆえに、オリンピック憲章のアマチュア規定は、参加選手の実態とはかなりのズレが生じていたのである。

そして一九七二年に第六代会長として就任したL・キラニンは、その在任の八年間が「I O Cの長い歴史の中でもっとも困難な時期であったといっても、決して言いすぎにはならないと思う」(25—30三)と述べているように、I Fとの調整が積極的に進められ、オリンピック憲章も急速な改訂を歩み出したのである。

こうした背景には、I O CとI Fの間の関係、そしてそこへの資本・企業が介在してきているのである。つまり、I Fはますます資金を必要としており、他方資本、企業の側もスポーツを市場や宣伝の媒体として活用する動きを見せはじめ、両者がより強力に結び付き始めていたのである。そのためにはアマチュア規定はどうしても極枯となるのである。

他方、I O Cは単なる組織であり、スポーツ選手の一人たりとも擁していない。オリンピック大会の具体的な競技の展開は、すべて各国際競技連盟(I F)に依存しなければならないのである。しかも第七代会長A・サマランチの言うように「オリンピックは世界最高の競技大会」であろうとするなら、身入りの無いオリンピックから関心を失いかけつつあったI Fを引き留めるためには、どうしてもI Fに歩み寄らねばならなかったのである。

こうして一九七四年のオリンピック憲章では、アマチュアという表現は一切消え、代りに参加資格(Eligibility)が採用されたのである。

一九八一年にはI O Cとしての参加資格規定は持たず、各I Fに委ねている。

そしてこの間に、すでに早い時期には全英テニス大会(ウィンブルドン)が一九六八年にオープン化し、賞金制を導入して世論を驚ろかせたし、最近では一九八二年国際陸連が出演料(Appearance Fee)を認め、いまや賞金レースは一般化している。

こうして、冒頭に述べたような一九八六年のI O Cと、それに追いつこうとする日体協の動きとなったわけであり、

アマチュアのほぼ全廃となったわけである。

## 2、日本での変遷

日本のNOC(JOC)は一九二二年の第五回オリンピック大会(ストックホルム)への参加母体として、一九二一年九月に大日本体育協会(会長加納治五郎)として誕生した。加納は日本人としての初のIOC委員となった。

その一月にはオリンピック派遣選手予選会が開かれているが、参加規定には「品行方正」であることや、市町村の推薦状を有すること、そして経費自弁とすることなどが記され、大きな問題は無かった。しかし当初から倫理的規定が強いのは日本の特徴でもあろう。

だが一九二〇年第七回オリンピック(アントワープ)出場第一次予選会を兼ねた第五回陸上競技大会の出場資格に、「出場申込心得」として次の三項目が設けられた。

### 第七回オリンピック予選会出場申込心得

① 年令満一五年以上…但マラソン競走ニ加入セントスル者ハ年令満一七年以上ニシテ其競技ニ堪フヘシト、医師ノ証明書ヲ要ス

② 学生タリ青年会員タルヲ問ハス品行方正ニシテ脚力ヲ用フルヲ業トセサルモノ

③ 嘗テ賞牌カップ等大日本体育協会及世界各国ノ競技会ニ於テ慣例上認メラレタルモノノ外金銭又ハ価格アル物品トシテ受領シ又ハ優勝者ニ金銭物品ヲ授与スル競技会ニ出席シタルコトナキ者ナルコトヲ要ス

こうして、「脚力を用うるを職業とする者」という職業規定や、賞金付大会に参加することを禁止した初めての規定が生まれたのである。

そして一九二一年大日本体育協会の「競技者資格」では、競技者の資格を細分化している。

① 本会ニ於テ舉行スル競技会ニ参加セントスル者ハ予メ技術委員會幹事ヲ經テ資格登録ヲ受クヘキモノトス  
 ② 本会ハ競技者ノ資格ヲ左ノ四種ニ分テ之ヲ認定ス  
 (一) 普通競技者 (二) 競技指導者 (三) 準職業競技者(案の段階では準普通競技者となっていた——内海) (四) 職業競技者

③ (一) 普通競技者ハ競技ニ依テ得ラレル興味、精神的身体的ノ修練及社会的目的ノ為ニ之ヲ行フ者ヲ云フ  
 (二) 競技指導者トハ同上ノ目的ヲ知得シ其発達ヲ計リ専ラ之カ指導ニ従事スル者及一般体育教師ヲ云フ  
 (三) 準職業競技者トハ職業上自ラ其筋力ヲ競技ノ練習ニ利用シ得ル者ヲ云フ、例ヘハ車夫、郵便配達夫、牛乳配達夫、魚屋引子等ノ如シ。

(四) 以上ノ目的ニ依ラスシテ競技其他ノ運動ニ因テ金錢其他物質上ノ利益ヲ得ル者ヲ職業競技者トス  
 ④ 本会ニ於テ舉行スル競技会ニハ普通競技者ノ参加ノミ許シ職業競技者ハ絶対ニ其参加ヲ許サス 但シ競技指導者及準職業競技者ハ特ニ本会ニ於テ認メタル場合ニ限り之ヲ許ス

⑤ 普通競技者ニシテ左ノ一ニ該当スルモノハ競技会ニ参加スルコトヲ許サス

(一) 本会ノ趣旨ニ悖リ競技ノ精神ヲ傷ツクルモノナリト認メラレタルモノ

(二) 金錢又ハ高価ノ賞品ヲ賭ケタル競技会ニ参加セルモノ

(三) 職業競技者ノ団体ニ加入シ又ハ其競技会ニ参加セルモノ

(四) 姓名、年令又ハ職業ヲ詐リテ競技会参加シ又ハ参加セントシタルモノ

(五) 競技、指導ニ依リ実費以外ノ金錢又ハ物品ヲ賞与、報酬又ハ謝礼トシテ受ケタルモノ

以上である。しかしこの規定に対しては、一九二四年三月二六日、日本体育競技会より、『準職業競技者』とその

具体的職業名の競技会からの締め出しについて、裁判（三ヶ年）となった。この結果、一九二五年には大日本体育協会は競技団体の全国統一団体として、各競技のアマチュア資格はそれぞれの競技団体に委ねたため、直接の規定は制定しなくなった。

大日本体育協会が再びアマチュア規定を持ったのは、一九四七年四月二日であり、一二条付則四条からなるものである。

一九五五年には総理府の「スポーツ振興会議」が「スポーツマン綱領」を発表し、ついで競輪の廃止を提案した。それと同時に、スポーツとはアマチュアのみであることも記している。

翌一九五六年には日体協が「スポーツ憲章中間報告」を出している。ここでは冷戦体制も反映してか、国際舞台に進出しはじめた社会主義国、特にソ連のいわゆる「ステート・アマ」への露骨な敵意を示している。

一九六〇年には東京オリンピック（一九六四年）へ向けて、ステート・アマともミリタリー・アマとも言われる「自衛隊体育学校」が充足した。

一九七一年には日体協が「アマチュアスポーツのあり方」を制定した。

一九七五年には「アマチュア委員会統一見解」を提起した。

そして一九八五年二月「アマチュア規定検討委員会」を設け、検討過程で「アマチュア」の表現が消え、今回の「スポーツ憲章」となったわけである。

以上、世界的動向と日本の変遷を見てきたわけであるが、日本の場合、前者の経過を縮図として持ってきたことがわかるであろう。強いて特徴を述べるなら、当初から倫理的規定の強い傾向にあったことである。これは、たとえば「武士は食わねど高揚枝」というように、日本の精神主義的な傾向とマッチしたからであるとの意見もあるが、今後

の検討課題でもあろう。

また日本でのオープン化が欧米に比してかなり遅れたのは、上記の理由によることと同時に、日本のアマチュアが欧米のアマチュアと比べて、比較的恵まれた条件（現役時代だけであるが）にあったからである。つまり、ヨーロッパの場合、スポーツの発展は地域のクラブ組織によって担われてきた。そのために、昼間は会社で働き、仕事が終わってから、あるいは休日にスポーツを行うのであるから、資本家にとっても、そしてもちろん一九六〇年代以降の大衆化の主体である労働者階級にとっても、ブロークンタイム・ペイメントは死活問題であったのである。

しかし日本の場合、戦前のトップ選手を中心は大学生であったが、彼らは社会のエリート、その子弟であり、後援会等の組織からの援助によって、いわば寄生的状態で資金を運用したのである。そして戦後のトップレベルは企業選手にその重点が移行した。これは競技水準の高度化による経費の莫大化にともなう必然的な結果でもあった。しかるに企業選手たちは自らの存在価値が企業の動く広告塔としてあるのであるから、日頃のトレーニング、試合での好成績をあげることが仕事となるのである。そうすることで給料をもらっているのであるから、厳密にはアマチュアではない。したがって日本では、特に野球で使われてきたように「ノンプロ」なのである。これは外国選手から見れば全くの「企業アマ」リプロフェッションナルとして批判されたのである。というような状態であるから、ブロークンタイム・ペイメント問題の生じる基盤がきわめて弱かったのである。

#### 四、アマチュア規定の要素

アマチュアリズムの歴史で見たように、アマチュア規定にもいくつかの要素があることがわかる。それらは表2に

も掲げたように次の三つに分類できるであろう。

### 1、身分的（政治的）規定

アマチュアリズム規定が労働者階級、プロフェッショナルを排除するものであるから、当初の一八六六年全英陸上競技連盟、そして一八七八年全英漕艇協会のアマチュア規定に露骨に示されたような「職工、機械工、機関工、労働者の排除」などがある。これと同時に「陸海軍士官、文官、紳士、大学生、パブリックスクールの生徒」等をアマチュアとするような職業の明示がある。

そしてそれとは違ってプロフェッショナルとの関係をめぐる「プロとの試合の禁止」「プロのアマ禁止」「体育教師、プロコーチの排除」が設けられたのである。これらも身分的（政治的）規定の内実である。

そしてこの身分的（政治的）規定の崩壊は、先ず職業明示、階級明示が削除され、やがてプロとの関係が緩和されてきたのである。

### 2、経済的規定

その成立経過から見れば、「生計のためにスポーツをする者の排除」「賞金を目当てとする者の排除」そして「実費（旅費、宿泊費、日当等）の許可」「プロクンタイム・ペイメントの禁止」と続き、「商業的宣伝のための参加禁止」となっている。最近では出演料（Appearance Fee）規定もこれに加えられるであろう。

経済的規定の最初の崩壊は、一九〇五年のI.O.C.による実費の受領許可に始まる。しかし一九世紀の中頃まで、賞金制の大会は一般的であったし、一九〇〇年の第二回オリンピック（パリ）でも賞金がたくさん出されたと言われているように、資本家階級にとっても賞金制の魅力は強かったようである。

特に一九〇五年以降のものは、スポーツの全国組織、国際組織の成立に見られるように、競技の全国化、国際化を

背景とする経費の肥大化を契機としているのである。

そしてIOCにおけるブロックタイム・ペイメントの認可は一九六二年以降であるが、これはスポーツの大衆化によって、これまで排除されてきた労働者階級がスポーツの高度化にも参加してきたことによる必然的結果なのである。

### 3、倫理的規定

「紳士あるいはその品位あるもの」「スポーツそれ自体を享受するもの」「フェアプレイに徹するもの」、最近では薬物利用等の不正手段に訴えないことなどがあげられよう。

一八〇〇年代のアマチュア規定にはこの倫理的規定は含まれていなかった。これが生まれてくるのは経済的規定の矛盾が進行してくる過程である。そしてここで強調しておくべきことは、この倫理的規定が、多分に経済的規定の矛盾拡大から目を逸らせようとするもの、経済的規定の矛盾拡大のカモフラージュとして機能していることである。その典型はフェアプレイやスポーツマンシップなど、本来はアマチュアリズムとは性格を異にするものをアマチュアリズムの要素として取り込んできたのである。これはもはやアマチュアリズムが自らの力では再生しえず、その本性を維持しえなくなった徴候でもあったのである。

## 五、アマチュアリズム変遷の時期区分

これまで見てきたアマチュアリズムの変遷、アマチュア規定の要素を、その背後にあるスポーツ情勢と対応させて見るとき、アマチュアリズムは大きくみて三期に区分されるであろう。それぞれの時期の特徴、あるいは主導要因は

次のように描けると思う。

1、第一期…アマチュアリズムの成立・普及（一八六〇年代～一八九〇年代）——アマチュア規定の確立、各種国内・国際競技連盟への普及の時期

主導要因——「スポーツそれ自体の競争」つまり競技会でのプロフェッショナル（労働者階級出身が多い）の優位が、資本家階級の階級の見栄、プライドを傷つけ、その結果、スポーツの資本家階級による独占、「スポーツへの参加における競争」によって労働者階級を排除したのである。

しかしヘンレー・レガッタ委員会（一九三七年まで維持）を除き、身分的（政治的）規定の「職工、機械工、労働者」の表現は早期に削除された。この背景には労働運動の高まり、労働者階級の政治的实践があったのである。

この時期の特徴——露骨な階級の規定は消失してきたが、経済的規定によって資本家階級のスポーツ独占は安泰であった。というのは、経済的規定は身分的（政治的）規定の経済的表現であり、この点で労働者階級排除が確立していれば、身分的（政治的）規定の存否は副次的でも良いからである。

そしてこのアマチュアリズムの確立は先にも述べたように、封建貴族からスポーツを資本家階級の手に解放することにより、スポーツの私事性、個人の権利を確立し、スポーツのブルジョア民主革命を達成したのである。それはまた労働者階級を排除したのであって、資本家階級によるスポーツの資本主義的な私的所有、個人主義の完成でもあったのである。アマチュアリズムとは平易な表現をすれば、「自分の金を使い、誰からも援助を受けずに、自分の為にスポーツを行う」ということであるから、そのための経済的条件を保有する者しかスポーツは享受できないのである。つまり、その条件を持つ資本家階級による私的所有であり、かつブルジョア個人主義なのである。

2、第二期…経済的規定の矛盾拡大（一八九〇年代～一九五〇年代）——経済的規定の矛盾拡大と倫理的規定の出

## 現

主導要因——近代オリンピック（一八九六年）を始めとする各種競技の国際化による経済的矛盾の拡大である。

この時期の特徴——この時期は二度の世界大戦を経験し、ドイツナチズムによる一九三六年ベルリン・オリンピックの政治的利用があったが、アマチュアリズムの質的変化をもたらす時期を画するにはいたらなかった。

そして経済的規定の矛盾拡大とは、実費の受領（一九〇五年）やブロックタイム・ペイメントの進行とその規制（一九二五年）等を意味している。しかしこの矛盾拡大はあくまでも資本家階級内での矛盾である。と同時に、そうした矛盾の拡大をカモフラージュすべき倫理的規定が発生していることである。

こうしてブルジョア個人主義、私的所有に亀裂が生じ、その矛盾が露顕しはじめたのである。だが、依然として資本家階級内の矛盾であるとした理由はこうである。その一つは、この時期には未だ労働者階級はスポーツへの参加を実現していないからである。第二に、資本主義社会は労働者階級の闘争によって、一定の政治的民主主義（たとえば参政権、言論の自由等）を保障せざるをえない。しかし資本主義のもとでは経済的民主主義ははるかに遅れざるをえない。それ以前の革命がむしろ経済革命を先行させ政治革命がその後追いをするとすれば、社会主義革命は政治革命が先行し、経済革命はそのもとで実行されるからである。つまり経済的民主主義とは、その中心は生産手段の社会的所有であり、その推進は社会主義を意味するからである。したがって資本主義社会では、政治的民主主義に比較すれば経済的民主主義の進度ははるかに後進的なのである。

さて、アマチュアリズムにおける身分的（政治的）規定と経済的規定の関係は、スポーツの資本家階級による独占、労働者階級排除の形式と内実の関係にある。極端な言い方をすれば、形式はどうあれ内実がしっかりとしていれば独占は安泰なのであり、ゆえにその経済的規定の矛盾拡大はアマチュアリズムそのものの根本的な崩壊である。

したがって、これは第三期、つまり我々にとって現状の課題となるが、スポーツにおける政治的民主主義のいっその推進と同時に、その力をもって、経済的民主主義（その中心はスポーツの公共化——後述）の具体化に尽力することなのである。

3、第三期…アマチュアリズムの崩壊期（一九五〇年代—一九八〇年代）——アマチュア規定の全廃、オープン化への過程

主導要因——ヘルシンキオリンピック（一九五二年）以降の社会主義国（労働者階級の国）の参加と優位が資本主義国でのナシヨナリズムの刺激と、資本との相互依存を強化した。かつスポーツの大衆化がアマチュアリズムの根底を崩した。

この時期の特徴——社会主義国対策として、資本主義国ではこれまで排除してきた労働者階級とその子女を取り込み、スポーツの高度化をはからねばならなかった。その結果、ブロークンタイム・ペイメントの認可、実費の支給を認めざるをえなくなった。これはアマチュアリズム崩壊の最大の内的要因である。しかし彼らの生涯生活の保障は何もなく、したがって高度な技量を持つ者はプロを志向するようになる。

他方で、一九六〇年代以降の、先進資本主義国におけるスポーツの大衆化は、これまでスポーツから排除されてきた労働者階級が大量にスポーツに進出したのである。こうして世界的な規模で、つまり基本的には労働者階級の国である社会主義国で、そして資本主義国でも、スポーツの大衆化が進み、高度化においても労働者階級が進出したのである。

ところが、両体制における社会福祉政策等の違いにより、前者社会主義国では公共化が進みその成績も急速に伸長した一方で、後者資本主義国では未だ個人主義原理で悩まされているのである。したがって資本主義国のスポーツの

高度化においても、その本音は根底で公共的援助によるいわゆる「ステート・アマ」を志向しているのだが、十分には達成されず、資本、企業という私的機関に依存せざるをえないのである。

一九六〇年代の大衆化は、スポーツ産業の市場としても有力となり、しかも八〇年代に入っては、「冠大会」に見るように、スポーツ産業ばかりでない一般の企業が、広告代理産業を媒介にし、広大な情報システムを利用して、スポーツのさわやかさを借りた企業のイメージアップのために、スポーツイベントの買占め、それによるスポーツ占領（商業主義）が始ったのである。

アマチュアリズムとはそもそも資本家階級によるスポーツ独占であったから、自らの利益、資本によるスポーツ利用に桎梏となるアマチュア規定は、もともと自己矛盾を含んでいたのである。

ところで、高度化した選手たちは、プロとしての市場がある種目ではますますプロ化してゆく。現在と将来の生計保持のためである。

したがって資本主義国では、トップレベルプロとの図式ができあがり、社会主義国対策としては、そうしたプロの力をも借りなければならぬ段階に来ているのである。七〇年代に入ってからオープン化の急激な波は、こうした背景のもとになされているのである。

以上のように、アマチュアリズムの歴史は資本主義社会において成立・普及、経済的規定の矛盾拡大、崩壊・オープン化の過程をたどったのであるが、すでに検討した先行研究における諸課題と、アマチュアリズムの歴史とを結合して考えるとき、これまでのアマチュアリズム像、アマチュアリズム論が欠落させてきたもう一つの根本的な問題、スポーツの公共化（社会的所有化）が浮かび上がってくるのである。

## 六、資本主義社会のスポーツ・本質と現象

## 1、本質について

以上の検討から、次のような結論が導き出される。それは資本主義下のスポーツが本質的側面と現象的側面とを持ち、前者が後者を介して顕現してくる過程であるということである。

## (1) スポーツの本質(8)・公共的(社会所有的)性格

スポーツはその起源(9)において、猿が人間へと成長する基本要因である労働から分化したものである。労働の補完物となりながらも、余暇活動の一つとして、労働形態との相関関係を保ちながらも、独自の文化として発展してきた。そして原始共同体の社会では、社会が存立するための基礎としていわば社会構成員全員の必須の文化として享受されたのである。ここに、スポーツそれ自体の集団的な性格と、社会の全構成員によって享受されるべきものとしての、スポーツの公共的、共同所有的性格があったのである。(10)

しかし奴隷制以降の階級社会では、スポーツは余暇の独占的所有主体である支配階級の独占物となった。(11)封建制社会では、被支配階級も若干の私的所有(生産手段、生産物)を認められ、それにもなって若干の余暇を享受しえたのである。たとえばヨーロッパでの農奴らにとっては、祭り等に行われる原始フットボールなどがそうである。また商人たちはスポーツギルドを形成し、祭で楽しんだのである。しかしあくまでも主要には封建貴族のスポーツであった。いずれにせよ、近代スポーツとして発展する芽がこの段階で多数形成されていたことも事実である。

こうして資本主義社会に移行してゆくが、そこでのスポーツのブルジョア民主革命と他方での労働者階級の排除が

アマチュアリズムを生んだことはすでに見たとおりである。

そして社会主義国ではもちろん、高度に発達した資本主義国においても、労働者階級は次第に余暇を獲得し、余暇においても自己の解放の条件、スポーツの公共化へ向けての組織と運動を獲得しつつあるのである。

スポーツが成立するためには諸条件が必要であるが、それは労働成立の条件と対応すると解り易い。すなわち労働は労働力、労働手段（道具、工場、土地等）、労働対象（原料）の三つから構成されている。そしてスポーツはスポーツする主体、スポーツ手段、そしてスポーツ文化財ということになる。

スポーツ主体がスポーツに参加するためには労働条件の改善がその前提となるであろう。労働で過労気味ではスポーツどころではないし、不規則な労働時間では、共に楽しむ集団を形成すること自体が困難である。

そしてスポーツ手段とは、施設や用具、それにクラブ等の組織等も含まれるであろう。身近かで安価な用具は別として、施設になると個人でまかなえる範囲はまことに限られたものとなる。これはもはや公共的施策を要求する以外にはない。特に都市では、住民が共同で消費すべき、学校、病院、図書館等の社会的共同消費手段<sup>(12)</sup>の存在は、社会の存在にとって不可欠なものである。スポーツ手段である施設もこの社会的共同消費手段の一つであり、身近かにあり、かつ安価で利用できる公共施設の建設が切望されているのである。

そして将来、ますます省力化する社会に向って、人間の身体的諸機能の生物学的水準の維持は、単に活力の問題としてばかりでなく、運動不足病ばかりでなく、人間の防衛体力の維持としても必須な行爲となるのである。その場合、大筋群的身体形成の唯一の文化であるスポーツは、その要請に真正面から応えて行くであろう。こうして国民のスポーツを享受する権利（スポーツ権）が現在の社会的水準での闘いはるかに超越し、自然権的水準にまで深まらざるをえないことを示している。私事性を越えた社会権、自然権は公共性によって支えられるのである。

(2) 資本主義下のスポーツ

そうした公共性を本質として持つスポーツも、資本主義的私的所有（個人主義）のもとでは、個人主義の具現化であるアマチュアリズムとして表面化するわけであるが、その根本にこの公共性と個人主義が対立することになる。したがって資本主義スポーツの根本はその本質的部分では公共性（社会的所有）と個人主義（私的所有）とが対立物の統一と闘争として存在する。であるから資本主義が崩壊し社会主義に移行するなかで、スポーツの主導的要因は個人主義から公共性へ転化するわけである。そして高度に発達した資本主義国でのスポーツは、この公共性と個人主義のすどい対立、矛盾の激化として現われる。しかしアマチュアリズムは個人主義の具現化であるが、その崩壊過程を見ると、個人主義が崩壊し、公共性がより大きな比重を占めて来ていることがわかる。ここにスポーツにおける人民的革命の条件が形成されているのである。

IOCの第六代会長L・キラニンは両体制の比較をして次のように述べている。

「私の個人的な見解では、両者の間に実質的な差異はないと思う。同じように、国家がスポンサーになっている選手と資本主義の経営者がスポンサーになっている選手の間も、大した違いはないのである」(25—119)。

確かに、表面的、現象的に見れば、同じようにスポーツし、記録を競っているから両者には違いはないように見える。だがその根本、本質は「大した違いはない」どころか、全く異なるのである。違いがあるからこそアマチュアリズム（資本主義国のスポーツ現象）に大変換が起っているわけである。

(3) アマチュアリズムの本質

こうしてアマチュアリズムの本質がようやく具体的に顔を出して来たように思う。

まず第一に、それは、封建貴族から資本家階級が解放した、ブルジョア民主革命である。

そして第二に、資本家階級による独占、労働者階級の排除である。そしてここで注意すべきことは、労働者階級という表現には二つの範疇が含まれていること。一つは一部の、高い技量を持ったプロフェッショナルということであり、他方は一般大衆としての労働者である。

第三は、スポーツの個人主義（私的所有）の完成形態であること。

そして最後の第四として、アマチュアリズムは資本主義スポーツ所有の根本矛盾である公共性（社会的所有）と個人主義の対立のうち、後者の個人主義の具現化されたものなのである。

以上の四点が、これまでのアマチュアリズム研究とアマチュアリズムの歴史の批判的検討から導びき出される結論である。

## 2、現象について

こうして、資本主義スポーツの本質レベルでの矛盾、公共性と個人主義の対立は、資本主義のスポーツに現象してくる。アマチュアリズムの成立・崩壊の過程、スポーツの大衆化として、そしてプロスポーツ等々にある。したがって個々の現象の中には、公共性と個人主義の対立を内包し、大局的に見れば、個人主義から公共性への重点の移行、公共性の復権の過程をたどっていることがわかるであろう。こうして、アマチュアリズム崩壊の内的要因、スポーツ発展の資本主義における歴史的必然性、合法性が明確となった。次いで、スポーツの個人主義と公共性についてもうすこし詳しく見ておこうと思う。

## 七、個人主義（私的所有）の崩壊

### 1、崩壊過程

すでに見たように、ブルジョア個人主義のスポーツでの具体化であるアマチュアリズムは、第一期に成立・普及した。そして第二期に入ると、その本質的要素である経済的規定においても矛盾は拡大し、ブルジョア内ではあるが、他者からの援助を必然としたのである。これによって個人主義の一端は崩れ始めたのである。そして第三期、労働者階級のスポーツ進出⇨大衆化とその大衆化に支えられた彼らの高度化への進出は、大衆化、高度化の両側面において個人主義を完全に破綻させ、公共性の全面展開を志向させた。しかるに資本主義国では、国や自治体はその公共性を完全を実現することはできず、つまりスポーツ手段（施設、用具）他の社会的所有化をなしえず、その分を資本（企業）に依存せざるをえないのである。そしてまた資本の側も、スポーツ市場、企業宣伝の媒体としてスポーツの商業主義的利用を意図したのである。こうして公共化されない部分が資本によって、個人主義の補填として代役されることになったのである。しかし資本（企業）は気まぐれであり、その援助にも振幅が大きいために、スポーツ側では公共的機関から援助をより強く求めるのである。世界の資本主義の国々でも「ステート・アマ」化している根本はここにあるのである。

### 2、個人主義のイデオロギー形態

とはいえ、個人主義としてのアマチュアリズムの崩壊がスムーズに進行したわけではない。そこには意図的にせよ、無意図的にせよ、結果的に見れば個人主義を粉飾するイデオロギーが援用されてきたことも事実である。次いでその

具体的ならわれを見るが、その前に、これまで用いてきた、個人主義、(資本主義的)私的所有の概念について、概観しておく。

個人主義——個人とその利益・要求・権利を社会や集団の利益に対立させて優先させ第一のものとする考え方。商品生産とともに形成され、資本主義の発展とともに支配的となったブルジョア思想。各人はもっぱら自分のために、神だけが万人のためというのが、その準則である。現在では労働者階級を先頭とする人民の団結と社会主義の実現をさまたげる反動思想となっている。

私的所有(生産手段の)——個人が生産手段を所有している形態。原始共同体では生産力が非常に低いため生産手段は共有であった。生産力が高まり、剰余生産物が生まれるようになると、私的所有が生まれ、搾取と階級社会の基礎となった。私的所有が資本主義的私的所有に発展すると、生産手段の私的所有は資本家による賃労働者へ搾取の手段になる。資本主義が変革され、社会主義社会になると、主要な生産手段は社会の所有となり、全人民の利益のために使用される。

こうしてスポーツの私的所有、個人主義が完成し、維持されるわけであるが、それを粉飾するのが次のようなアイデアオロギーなのである。

(1)アマチュア規定(特に倫理的規定)

「紳士、その品位のあるもの」「スポーツそれ自体を樂しむもの」「金銭的報酬を期待しないもの」という倫理的規定は、アマチュアリズムの根本である経済的規定の矛盾が拡大してくるなかで、その歯止め、カモフラージュあるいは矛先ずらしとして利用されてきた。

またアマチュアリズムとは直接的に関係のない、むしろスポーツの前提とも言うべきフェアプレイ精神、スポーツ

マンシップなども、あたかもアマチュアリズムの固有の内容であるかのごとく利用され、経済的規定崩壊の防波堤とされたのである。これによってアマチュアリズムの個人主義が覆い隠され、アマチュアリズムの審美的イメージが強化されたのである。

## (2) 肉体と労働の蔑視

階級社会以降の肉体労働は主に被支配階級の事業となった。そればかりでなく宗教一般もまた、もっぱら精神の優位を説いた。こうして肉体労働蔑視、肉体（身体）蔑視が支配階級の思考として形成された。その延長に、肉体労働としての身体活動（プロフェッショナル）の蔑視もブルジョアイデオロギーとして形成されたのである。昔も今もプロは主に労働者階級の出身者で占められたから、資本家階級による労働者階級への優越感とも結合したのである。

資本家階級はその一方で、自らが支配し余暇に行う身体活動を清く描くのである。その典型は一九世紀中頃のイギリスバブリックスクールに始まる「マッスルクリスチャニティ（Muscle Christianity）」（筋肉キリスト教——身体的にもたくましいキリスト教）であろう。これは国内実権や海外侵略を拡大しつつあったイギリスの資本家階級が、強健な身体と統率力をスポーツに期待したことを背景としている。

こうして、同じ身体活動（スポーツ）でも余暇（アマチュア）なら貴く、労働（プロフェッショナル）なら賤しいというブルジョアイデオロギーの身勝手さが示される。ともあれ、身体活動そのものの価値を認めざるをえなくなつたことは歴史の法則にかなったものである。またイギリスブルジョアジーたちの文武両刃兼備の教養像は、古代ギリシャ市民の教養者像の復活でもあり、精神偏重の教養像への重要な対抗でもある。そして一九六〇年代のスポーツの大衆化の中で、こうした教養像は、労働者のより発展した人間像として、継承され、着実な深化をとげつつあるといえよう。

## (3) プレイ論

ここで言うプレイ論とは、J・ホイジンガ『ホモ・ルーデンス』<sup>(1)</sup>に依拠したスポーツ論を指している。スポーツの起源を労働とは遊離した「遊戯」に置き、労働そのものを必要悪、暗いものとして描く。その一方で人間性の解放をもつばら余暇の「遊戯」に求めるものである。これによって現代の労働疎外が労働そのものにあるとして、疎外の原因である生産関係からは目を覆う。こうした一方で遊戯に人間性の根本を置くという二重の意味で体制的イデオロギ―となったものである。

それはスポーツについても同様の傾向をもつのである。つまり、スポーツはそれ自体本来的に楽しいものであるがスポーツの置かれた社会関係を一切捨象し、そのプレイ場面の楽しさだけを強調するに留まる。スポーツを享受するうえで、スポーツに参加するうえで必要な主体の労働諸条件、余暇所有条件、スポーツ手段の整備における社会的役割については意図的に回避する。こうしてスポーツは個人の趣味、道楽という次元に追いやられ、そこには権利性や公共性という視点は生まれえない。こうしてプレイ論は権利論抜き、ブルジョア個人主義のスポーツ論として重宝がられるのである。

## (4) 受益者負担論

これは単にスポーツに限ったことではないが、スポーツを楽しむのは個人の自由であり、楽しみたくない人もいるのだから、受益者が自己負担するのは当然であるとするイデオロギーである。この論理の中心は徹底した個人主義であり、社会的傾向もすべて個の集合として解釈せんとするものである。この論理を徹底させると公共という論理は成り立たなくなるから、資本家階級は、都合によって公共性と個人主義を使い分けるのである。

しかし歴史の法則は、この個人主義の着実なる崩壊をたどっていることは事実である。たとえば日本でも、一九六

〇年代は大衆化が進みつつあったが、多くの自治体では、まだまだ公共のスポーツ施設建設を本気で取り組んだものは少なかった。したがって住民が要求しても、「スポーツをやらせない住民も多いのだから、皆さんで力を合わせてやって下さい。自治体は予算ありませんし」という返事が多かったのである。しかるに七〇年代に入るとその政策的意図はともかく「スポーツ都市宣言」を出すところも多くなり、公共スポーツ施設建設もこれまでになく進んだのである。この過程ではもはや、かつてのような個人主義擁護の発言、反応は姿を消し、スポーツの公共性が広く普及したのである。八〇年代に入ると、「行革」による反動が見られ、社会福祉政策が抑圧され、再び個人主義化への動向が見られるが、七〇年代に経験した公共化の経験は、この「行革」による住民抑制を打ち破る新たなバネとなるであろう。

## 八、公共性への復権

公共性とは何か。これをめぐっては現在も実践的なレベルでの対立がある。以下、いくつかの規定を見ておこう。

「公共性とは、広く社会一般に利害を有する性質」であり、「公共の福祉は社会全体の共同の幸福であり、基本的人権との調和が問題」にされる。そして「公共財」が生まれるわけだが、それは「その便益を多くの個人が同時に享受でき、しかも対価の支払者だけに限定できないような財貨・サービス（公園・消防・警察など）」である（『広辞苑』岩波書店、第三版、一九八三年）。

「公共の福祉は、立憲主義の初期資本主義興隆時代においては各人の自由な私益追求が同時に社会一般の幸福のためにもなると信じられたが、やがてこのような自由競争が社会的強者と弱者の差をいよいよ増大することがわかり、

「そこで社会的弱者を保護するため強者の権利、とくに所有権行使の自由を制限する原理としてつかわれる」(『哲学辞典』平凡社、一九七一年)。

しかしこの公共の福祉はかつて警察国家において社会的強者が弱者の個人権を制限した場合にもその合理化に使われ、両刃の剣としての乱用が常に存在するが、現在の公共性の対立は、次の点で明確になるであろう。

「資本主義社会の富裕な階級が、官僚機構をつうじて公職を独占する形式としての公共性は、国家権力を用いて公衆の生活を破壊し、公共事業のもたらず公害、災害、薬害、騒音などを合法化しようとするのにならざるを得ないし、公衆の主張する公共性は、営利主義と官僚主義の規制によって、労働と生活の権利を確立し、社会からでて社会の上になたつ官僚機構を民主主義的に改革して、 $\wedge$ 天下り $\vee$ や $\wedge$ 政治資金による買収 $\vee$ を禁止しようと試みる。現代の公共性は $\wedge$ 私 $\vee$ のマナーバー(策略——内海)としての官僚機構の弁護論と、公共の共同の業務としての公共性によって少数者の所有特権を規制する主張との接点に位置するものといえよう」(『経済学辞典』大月書店、一九七九年)。

こうして、公共性をめぐる二つの立場、資本家階級——官僚機構と労働者階級——公衆との対立が明確となったが、ここでの筆者の立場は後者の側にあることは言うまでもない。それはまた歴史発展の法則に則った立場でもあると思うからである。

### 1、スポーツの大衆化と公共性

一九六〇年代は先進資本主義国に共通して、スポーツの大衆化が進行した時期である。その背景には産業化、余暇への資本戦略あるいは社会主義国対策の底辺拡大、そして社会福祉政策として、さらに資本主義の構造的危機、社会不安をスポーツを通して、地域的レベルから国レベル、そして国際的レベルまでの統合化政策等があった。しかし社会科学に言えることは、アマチュアリズムの成立期以降、ほとんどの大衆は十分な余暇を持ち得ず、したがってス

ポーツからも遠ざけられていたのである。しかし一九六〇年代以降は、歴史上初めて、被支配階級として労働者階級の余暇所有の前進、大量のスポーツ参加、スポーツの大衆化が実現しつつあるのである。その背景には、労働形態の変化（大極的には精神労働化）や、一方で労働災害、職業病、公害などの健康の危機、他方でより高い文化要求の高まりなどがあるのである。

その結果、アマチュアリズムの歴史の第三期（崩壊期）で見たように、スポーツはその高度化においても、大衆化においても公共的性格を一般と具体化してきたのである。

後に見るように、ヨーロッパ諸国では、六〇年代は、公共スポーツ施設の建設を競って努力したのである。

ここで話はやや横道に逸れるが、近代オリンピック再興の中心的存在であったP・クーベルタンのアマチュア観、大衆化観についても垣間見ておこうと思う。すでに触れたように、一八九四年の回状は一〇項目中七項目がアマチュア問題についてであった。それだけ、オリンピック再興にとっての懸案であったと同時に、クーベルタンをも悩ませたのである。しかし永年の努力にもかかわらず、その点での改善ははかばかしくなく、困難性の前に一九一〇年頃にはそれへの無関心を表明するまでになっている（④—一〇二）。しかし他方、大衆化については確信を持っていたようである。それはオリンピックが「資本主義的」体制であるが、同時に「プロレタリア的」体制でもあり、「手工業者」にスポーツが普及したことは、オリンピックの思想にとっては、それが将来生き長らえていく明白な保証である（④—一九四）として、一九三〇年頃には次のように述べる。

「スポーツはぜいたくの対象でもなければ、無精者のやる仕事でもない。でなくて精神労働に対する肉体的補償である。スポーツはあらゆる人にとって、職業とは何の関係もない成就し得る内面完成への源泉である。スポーツはすべての人に、その人生行路の上に与えられた贈り物で、他にかげがえのないものである」（④—一九五―六）。

こうしてまだまだブルジョアスポーツの全盛期において、時代の先を適確に把握、労働者階級のスポーツ参加にオリンピックの将来を託してさえたようである。そして「みんなのスポーツ、Sports for all」の思想の先駆ともなっているのである。

## 2、スポーツの高度化と公共性

現在、トップレベルの選手養成、維持、科学的トレーニングの推進には莫大な費用が必要である。そしてそこには、運動生理学者、心理学者、コーチ、トレーナーをはじめとする多分野の人々の協力が不可欠である。こうして高度化は費用的にも、人材的にも、組織的にも個人主義を脱却しなければならぬ必然性を持っている。戦前のように、一日二時間ぐらいの、しかも経験主義的な練習でもトップクラスに入れた時代とは異っているのである。

スポーツの高度化は個人主義の限界をかなぐり捨て去り、社会化、そして公共化を志向しているのである。これは最近の世界の国々の実態を見れば容易に肯けることである。

他方、高度化に要した科学的知識も、大衆化にとっては教訓であり、大衆のレベルアップ、合理的な練習・トレーニングの財産となる。この点でも公共化は進行している。と同時に、現役を引退した選手の処遇についても、公共性が関連してきている。社会主義国の場合、高度化を達成した選手は引退後もその経験・知識・知恵を大衆化や高度化に還元できる体制が確立している。これに比し、資本主義国ではこの点の確立は弱く、そうした力が十分に継承されず、浪費している場合も多いのである。

そして資本主義国においても「ステート・アマ」化は、我々の想像以上に進行していると言われている。これは単に社会主義国対策という次元ばかりでなく「ステート・アマ」の優位性、その根底にある公共性の優位性の確認に他ならない。

### 3、公共化の現段階と課題

#### (1) 社会主義国の現段階

社会主義国のスポーツは、現在その高度化においても、大衆化においても公共化が最も進んだ形態である。五〇年代には「ステート・アマ」だとして、鬼の首でも取ったかのように批判していた「アマチュア」たちが、いまや根底からステート・アマを欲しているのである。施設、行事、指導者、選手養成、選手維持、優れた選手の生活保障、現役引退後の後進の指導体制への参加等、公共化の視点から分析し、公共化の形態も含めて教訓化すべき課題は多い。

東ドイツの場合、その人口数に比してスポーツでの躍進は著しいものがあるが、その背景には憲法の基本的人権（第十八条）にスポーツ権が謳われており、「社会主義的な人格を形成し、教育するための確固とした構成部分」として奨励されているからである。

#### (2) 資本主義国の現段階

資本主義国における国民のスポーツ権の保障は、ヨーロッパスポーツ所管大臣会議の「ヨーロッパ、みんなのためのスポーツ憲章」（一九七五年）で明確に述べられている。その第一、二条は次のようである。

第一条…すべての個人は、スポーツに参加する権利をもつ。

第二条…スポーツの振興は、人間性を発展させるひとつの重要な要素として奨励されるべきであり、このための援助は、公共財源からの支出をもってなされなければならない。

こうして、スポーツの公共性に支えられたスポーツ権の保障が具体的に進行しつつある。

またユネスコの「体育・スポーツ国際憲章」（一九七八年）では、同様に「体育・スポーツの実践はすべての人にとって基本的権利である」として、その公共的性格を強調したのである。

こうしてスポーツの公共化は、スポーツ権の保障という形をとって、社会主義国は言うに及ばず、先進資本主義国においても相当に前進しつつあることがわかる。(個々の国々の事例については別稿の課題としたい)

しかし資本主義国の高度化における公共化は、その大衆化の公共化に比してむしろ遅れているようである。その最大の原因はアマチュアリズム(個人主義)があったからである。

しかしヨーロッパの選手は日本の選手に比べるとブロックンタイム・ペイメントを要求する歴史は古く、その要求も強いものであった。それはヨーロッパの選手は一般に地域のスポーツクラブに属し、仕事が終って、あるいは休日に練習しているために、休業保障の存否は死活問題だからである。最近の、オリンピックをはじめとする国際競技においても、ヨーロッパの選手は自分の競技が終了すると早々に帰国するという。日本選手のように何日間かの旅行日程など組めないようである。というのは、たとえ最近になって休業保障が認められたとしても、旅行日まで含まれていないからである。

この点日本の選手は恵まれていると言えるであろう。というのも、彼らの多くはいわゆる「企業アマ」であり、練習をし、競技会で会社のユニフォームを着け、好成績を出すことがその仕事だからである。会社にとってみれば選手は言わば動く広告塔なのである。したがって給料他合宿費、遠征費等の一切を保障されている彼らにとってみれば、ブロックンタイム・ペイメントの必迫性はあまり強いものではなかったのである。

資本主義国での高度化における公共化の後進性についても一つ触れておきたい。それは現役引退後の身分保障についてである。先述のように社会主義国、たとえばソ連のように、高度化の達成度によってスポーツマスター制のリンクはあるにせよ、その経験と知識を後進に伝える機会を保障されている。この点では現役時代にも将来への不安なく専念できるのである。否、むしろスポーツマスターを上げみとしても頑張れるのである。またこのことの方が、社

会的に還元できるといふ点で、はるかに生産的でもあるのである。

しかるに資本主義国の場合はこの点での保障は一切無いと言ってよい。あってもごく一部のものが監督・コーチとして残れるのみである。あとの大半は自らの後半生を、かつての経験と知識を生かせないのである。

これは現役時代に比較的恵まれている日本の「企業アマ」で特に顕著であると言われている。つまり、選手といえども一応企業の被雇用者（最近ではバレーボールに見るように被雇用者でない選手も多くなってきている）であるから、現役引退後は企業に残ろうと思えば残れるのである。しかし現実問題としてこれは不可能なことなのである。たとえば大学卒で入社し、現役を一〇年経験してから引退すると、最年少でも三二才である。同年に入社した一般の同僚はすでに職場の中堅となり、仕事はバリバリとこなしている。しかし現役中まともな仕事をこなしていなかった選手たちにとってみれば、三二才の新入社員ということになる。これでは職場の人間関係もうまくゆくはずがない。こうして会社にはいれなくなるのである。オリンピックの金メダルを質に入れ、何がしかの金の工面をしているという話は、聞くもあわれである。

### (3) 日本における現段階と課題

一九六四年の東京オリンピックを前に、さらに先進資本主義国における「高度経済成長」の一端として、国民一般のスポーツ参加を目ざして、一九六一年には「スポーツ振興法」が制定された。しかしこの法は議員立法として、財政的規定を持たないものであった。

七〇年代に入ると、国民のスポーツ参加、大衆化の動向を反映して、先の「スポーツ振興法」を補足するかのようになり、一九七二年文部省の保健体育審議会答申「体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について」が提起されたのである。ここでは国民のスポーツ要求とスポーツ施設の現状を勘案し、公共社会体育施設への整備、そこでの専任

指導担当職員の配置、そして体育・スポーツ傷害補償の充実等、スポーツの公共化の遅れを指摘し、たとえ完全な形とは言えないが、その前進を力強く提唱したのである。これに則って、七〇年代には公共化の一定の進展を見たのである。

しかし八〇年代に入ると、軍事費突出による社会福祉切り捨てのいわゆる「行革」、その地方自治体への押しつけによって、公共施設建設は低滞し、他方これまでに建設された施設、あるいはそこでの事業を、民間企業、公社設立によって、独立採算方式で、行政の減量経営、民間委託化を進めている。公共施設の収支バランスは、人件費も含めて、通常は収入・支出 $113:100$ であると言われている<sup>13)</sup>。ところが営利化の中で $50:100$ を至上課題とする自治体が出てきたり、営利企業への委託ということは、早晩、使用料の値上げ、サービスの低下は必至なのである。

こうした動向は公共的スポーツ施設、事業の個人主義への強行であり、歴史への逆行と言わざるをえない。その矛盾はいっそう拡大されて、近い将来に爆発するはずである。

事業の公共化に関して、地方体育協会の存在について一言触れておきたい。日体協レベルでも国(文部省)からの公的援助の増大を最大限に期待しているのであるが、八〇年代は絶対額においても年々縮小である。このことが、資本、企業への依存となって個人主義の補填としていくことはすでに述べてきたとおりである。しかしここで地方体協との矛盾が拡大したのである。というのは、地方体協は行政の事業の実動部隊と言われてきたが、その収入を見ても、自治体からの補助は八〇〜九〇%に及んでいる。このことの原理的解釈は、やはりこの体協の事業も公共性を持っているということであろう。しかしその公共性がいかなる方向を向いたものであるかの検討は別に必須である。

近年、日本の国際的競技力水準の低下が叫ばれてから久しい。他方躍進著しい国々の実情を見ると、国立の体育研究所の設立・運営、コーチ・指導システムの一貫制、科学的トレーニングの確立、スポーツ団体への援助等、スポー

ツの高度化において国レベルでの、国庫補助による施策が一般的傾向となっている。社会主義国は当然として、先進資本主義国においても、そしていわゆる発展途上国においても同様である。

この意味では、高度化は、社会化と同時に公共化を不可避としている時代なのである。しかるに日本ではこの点での遅れが著しく、水準低下の大きな原因となっている。

こうして現在の日本では、社会主義国や他の先進資本主義国からもはるかに、スポーツの高度化、大衆化の全面において公共化の推進は遅れているのである。国民のスポーツを享受する権利の保障、そのための公共スポーツ施設建設をはじめとする諸施策への、国や自治体が保障する義務規定を含んだ「スポーツ基本法」の制定はさし迫った課題となっているのである。完全なる公共化のもとでのみ十分に公平な個人的享受も可能なのである。

以上は、日本と諸外国とのスポーツ分野における公共化の実態と課題であるが、より詳細な検討は今後の課題である。

アマチュアリズムの成立から崩壊までの過程の中に、資本主義下のスポーツの本質と現象を見た。このアマチュアリズムという一つの現象から、資本主義スポーツの本質を個人主義と公共性の対立物の統一と闘争としてとらえることにたいしての理解を得るには、尚若干の時間と問題の整理が必要であるかもしれない。というのは、現代のスポーツ状況はあまりにも錯綜しており、個々の現象の分析と解釈がもうすこし付け加えられる必要があると思うからである。

ともあれ、この個人主義と公共性の対立、前者の崩壊から後者の復権は、単に資本主義スポーツ観の形成として重

要であるばかりでなく、現実の国民のスポーツ権成立の根拠として、「みんなのスポーツ Sports for all」の理論的基礎として、実践的にもきわめて有効な理論であらう。

こうして、今回の日体協の「スポーツ憲章」、IOCのオープン化案等を、この公共化論の視点から検討するならば、トップレベルの選手と、市中の一般的スポーツ愛好者が共にスポーツの民主的発展を目ざすうえでの共通基盤が形成されるのである。また、そうした方向に議論は設定されなければならない。

スポーツの高度化と大衆化を結合できるのは、スポーツの公共性論であり、それはまたスポーツの歴史的必然でもあるのである。これはオリンピックをはじめとする国際レベルから、地域スポーツのレベルにも共通するものである。

## 注

- (1) 朝日新聞、一九八六年五月八日付。
- (2) 竹之下休蔵「アマチュアリズム」(竹之下、磯村編『スポーツの社会学』、スポーツ科学講座10、大修館書店、一九六五年、二五三頁)。
- (3) 川本信正『スポーツの現代史』大修館書店、一九七六年、二〇五頁。
- (4) アマチュア、アマチュア規定、アマチュアリズムの概念について、本稿ではそれぞれアマチュアである人、アマチュアリズムの成文化された規定、そしてアマチュアリズムの思想を意味するものとする。
- (5) スポーツに関する競争の考え方については次稿参照。内海和雄「スポーツにおける民主的主体形成」(『社会科学科学研究』No.9 芝田進午編、合同出版、一九八六年)。
- (6) T・ヴェブレン『有閑階級の理論』岩波文庫、一九七六年、(原著は一八九八年)。
- (7) H. G. Savage, *Games and Sports in British Schools and Universities*, 1928, Chap. 7.
- (8) 「スポーツの本質」については、注5及び内海和雄『体育科の学力と目標』青木書店、一九八四年、を参照。
- (9) 内海和雄「スポーツの労働起源論・遊戯論研究」(『人文科学研究』No.25 一橋大学研究年報、一九八六年六月)。

- (10) 「原始共同体的所有は、生産の社会化を基礎としたものではなくて、生産用具の幼稚さ、生産力の貧しさの産物である」  
(林直道『史的唯物論と経済学下』大月書店、一九七一年、四七ページ)。このように、社会主義下における生産の社会化(分業化)を基礎とする社会的所有と比べると質的に低位であるが、共同的所有の第一次の確立であった。
- (11) 内海和雄「史的唯物論とスポーツ」(『一橋論叢』第九七卷第三号、一橋大学一橋学会、一九八七年三月)。
- (12) 宮本憲一『社会資本論』有斐閣、一九六七年。
- (13) J・ホイジンガ『ホモ・ルーデンス』中央公論社、一九六〇年、(原著一九三八年)。
- (14) 伊賀野 明「受益者負担論を批判する——スポーツは個人の営みではなく、社会全体のもの」(『スポーツのひろば』No. 一四九、一九八六年一月)。
- (本稿は科学研究費補助金による成果の一部である。)